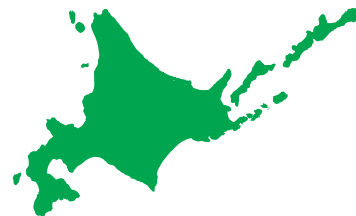


社会保険

ほっかいど



2024
No. 488

3

March

4

April

INFORMATION

日本年金機構からのお知らせ P2

- 「保険料納入告知額・領収済額通知書」がオンライン事業所年金情報サービスで受け取れるようになりました
- 日本年金機構の取組について

協会けんぽ北海道支部からのお知らせ P4

- 令和6年度 協会けんぽの健診のご案内
- 令和6年度 北海道支部保険料率が決定しました
- 健康保険証の回収にご協力をお願いします

労働保険Q&A P6

- 雇用保険被保険者番号がわからない新入社員の資格取得手続き…前職情報を確認する！

社会保険協会支部だより P7

- 働く人の
ライフ&マネープラン P8
- 医療保険の特約付け過ぎてない？



北海道の橋～春の白鳥大橋 室蘭市

「保険料納入告知額・領収済額通知書」がオンライン事業所年金情報サービスで受け取れるようになりました

日本年金機構では、令和5年1月から社会保険に関する情報・通知書を電子送付する「オンライン事業所年金情報サービス」を開始しています。

令和6年1月から厚生年金保険料等を口座振替により納付いただいている事業主の方に郵送している「保険料納入告知額・領収済額通知書」についても電子送付を開始しました。

電子送付は、初回の申込み以降は定期的に、郵送より早く受け取ることができます。ぜひ、この機会に「オンライン事業所年金情報サービス」をご利用ください。

オンライン事業所年金情報サービスについて

◎サービスを利用いただくためには、**GビズIDを取得し**、**e-Gov**のマイページから利用申込みをする必要があります。

◎電子データで受け取れる各種情報・通知書



NEW!

保険料納入告知額 領収済額通知書

社会保険料を口座振替で納付いただいている事業主の方に、当月の口座振替額と前月の領収額をお知らせする通知書です。

社会保険料額情報

月末に納付いただく社会保険料の見込み額をお知らせするものです。郵送で納入告知書が届く約1週間前に、社会保険料額を確認できます。

被保険者データ

日本年金機構が無料で提供している「届書作成プログラム」に取り込むことで、簡易に届書を作成できます。

そのほか

保険料増減内訳書
基本保険料算出内訳書
賞与保険料算出内訳書
決定通知書

を受け取ることができます。

サービスを利用するメリット

連絡不要で、定期的に受け取りが可能
情報・通知書が必要になる度に、年金事務所へ連絡する必要はなく、1度の申込みで、定期的に必要な情報を受け取れます。

早く受け取り・確認が可能

例えば、被保険者データは20日間程度、郵送よりも早く受け取り・確認することができます。

いつでもどこでも確認が可能

24時間365日オンラインで、どこでも確認できます。また、関係者間での情報共有が容易になります。

簡単に電子申請が可能

被保険者データを「届書作成プログラム」に取り込むことで、簡単に届書データの作成・電子申請ができます。

登録方法等については、日本年金機構のホームページをご確認ください

日本年金機構 オンライン事業所年金情報サービス

検索

https://www.nenkin.go.jp/tokusetu/online_jigyousho.html



電子申請・オンライン事業所年金情報サービスの利用に関するお問い合わせはお電話でも承ります

ねんきん加入者ダイヤル（日本年金機構「電子申請・電子媒体申請」照会窓口）

0570-007-123（ナビダイヤル）→「2番」をお選びください

※ 050から始まる電話でおかけになる場合は、03-6837-2913→「2番」をお選びください

〈受付時間〉月～金曜日：午前8時30分～午後7時／第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※ 祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日は利用いただけません。

※通知書に表示されている内容については、管轄の年金事務所へお問い合わせいただきますようお願いいたします。

日本年金機構の取組について

～アニュアルレポート2022【年次報告書－2022年4月～2023年3月】の発行～

日本年金機構では、業務運営の状況や目標の達成状況などについて、国民の皆様にわかりやすく発信することを目的として、毎年度、「アニュアルレポート（年次報告書）」を発行しています。

この度発行されたアニュアルレポートについて、一部内容を抜粋してご紹介します。

詳しくは、日本年金機構のホームページに掲載していますのでぜひご覧ください。

厚生年金保険・健康保険などの適用促進に向けた取組み

(1) 未適用事業所の適用促進対策

令和4年度の取組み状況

●加入指導により約9.6万事業所の適用を実現

職員の加入指導による新規適用事業所数の目標を8.0万件とし、年金事務所ごとの目標と、達成に向けた計画を作成し取り組みました。国税源泉徴収義務者情報を活用した加入指導による新規適用事業所約5万事業所に加え、法人登記簿情報などを活用した新設法人への早期の加入指導の実施により、合計で約9.6万事業所、約18.3万人を適用。その結果、令和3年度末時点で約18.5万事業所であった適用調査対象事業所数は、令和4年度末時点で約16.9万事業所まで減少しました。

●最優先で加入指導を行い、944事業所を適用

最優先で加入指導を実施する、5人以上の従業員を雇用していることが把握できた1,767事業所のうち944事業所を適用し、対象事業所数は92事業所まで減少しました。

▶5人以上等事業所の取組み状況

	令和4年4月時点の対象事業所数※1	加入指導による適用事業所数	適用済または適用対象外とした事業所数	適用基準を満たす者がいない事業所数※2	令和5年3月末時点の対象事業所数※3
被保険者5人以上事業所	1,767事業所	944事業所	150事業所	581事業所	92事業所

※1：令和4年3月末時点の国税源泉徴収義務者情報に基づく推定などにより把握した事業所のことです。

※2：法人登記簿情報により解散または閉鎖となっていることを確認した事業所や現地調査などにより事業実態がないと判断された事業所のことです。

※3：令和4年4月以降に判明した事業所は含みません。

●新たに適用対象となる事業所に制度周知を実施

新たに適用対象となる可能性がある土業の596事業所に制度周知用のリーフレットとアンケートを送付した結果、299事業所が適用事業所となりました。

●目標達成に向け、進捗確認などを徹底

日本年金機構本部から年金事務所に対して、毎月の適用対策会議で進捗確認を行い、PDCAサイクルに基づいた取組みを実施しました。

(2) 事業所調査による適用の適正化対策

令和4年度の取組み状況

●被保険者498万人相当を目標に、調査を実施

令和4年度は、被保険者498万人への事業所調査を目標に取り組んだ結果、目標を超える被保険者数に相当する事業所への調査を実施することができました。

●短時間労働者適用拡大の制度周知

短時間労働者適用拡大の対象となる可能性のある約5万事業所のうち、制度周知を兼ねた事業所調査を29,768事業所に対して実施しました。事業所調査を実施していない対象事業所にも訪問などを行い、円滑な制度施行に向けてすべての対象事業所に制度周知を行いました。

▶事業所調査の取組み状況

目標被保険者数	調査被保険者数	調査事業所数
4,980,000人	6,985,197人	167,899事業所

▶事業所調査指摘状況

指摘事業所数 ※4	資格得喪関係	報酬関係
	16,865事業所	69,560事業所

調査により適用した被保険者数

30,998人

※4：指摘事業所：適用事業所への事業所調査において、被保険者の資格や報酬について適正な届出が行われているかを確認し、適用上の届出内容にもれや誤りがあり指摘を行った結果、適正な届出が行われた事業所です。（職権により訂正を行った事業所を含む）

令和6年度 協会けんぽの健診のご案内

協会けんぽでは、年度内お一人さま1回に限り、健診費用の一部を補助しています。健診でご自身の健康状態を確認し、生活習慣の改善が必要な場合は健康サポートや医療機関への早期受診をお願いいたします！

生活習慣病予防健診

35歳～74歳の
被保険者さま

① 定期健康診断に代えられます！

一般健診は、労働安全衛生法で定める定期健康診断の検査項目に加え、**胃がん・大腸がん検診**も含まれる充実した内容です。

健診の種類	検査の内容
一般健診	●問診 ●診察等 ●身体計測 ●血圧測定 ●尿検査 ●血液検査 ●心電図検査 ●胃部レントゲン検査 ●胸部レントゲン検査 ●便潜血反応検査
	●眼底検査 ※医師が必要と判断した場合のみ

② 健診費用の約7割を補助します！

健診費用の約7割を協会けんぽが補助し、約3割の自己負担で受けられます。

費用総額最高 約19,000円のところ ➡ 自己負担額最高 **5,282円**

毎年の定期健康診断の費用と比べてみてください。



③ 付加健診の対象年齢を拡大します！

令和6年4月から付加健診の対象年齢を現行の40歳、50歳から拡大します。

令和6年4月からの対象年齢



付加健診とは、節目の年齢において、一般健診に追加して受けていただける「より詳細な健診」です。

健診のご案内をお送りします

送付時期

令和6年3月中旬

送付先

事業所さま宛て

特定健診

40歳～74歳の
被扶養者さま

健診費用の多くを
協会けんぽが補助！

基本的な健診のみ受診した場合

例
健診費用 7,830円 ➡ 自己負担額 **680円**

※自己負担額は、健診機関により異なります。

全道約1,500の健診機関
から選べます！

健診機関の検索には健診機関マップが便利です。

健診機関マップはこちら



協会けんぽ北海道 健診機関マップ 検索

交通の便が良い会場
でも受診できます！

協会けんぽ主催の「無料特定健診」なら自己負担無料で受診できます。

- ✓道内各地で開催します！
- ✓無料特典オプションも！



- 受診券
- 健診のご案内

令和6年4月上旬頃
被保険者さまのご住所宛に送付予定

日程・会場等については6月以降に送付する案内チラシでご確認ください。



令和6年度 北海道支部保険料率が決定しました

健康保険・介護保険料率が令和6年3月分（4月納付分）から変更となります。

健康保険料率は都道府県ごとに設定されており、年齢構成や所得差等を調整したうえでその都道府県の加入者1人当たりの医療費に基づいて算出されます。

① 40歳以上65歳未満の被保険者（ご本人）さま

令和6年2月分まで	
12.11%	
健康保険料率	介護保険料率
10.29%	1.82%



令和6年3月分から	
11.81%	
健康保険料率	介護保険料率
10.21%	1.60%

② 上記①以外の被保険者（ご本人）さま

令和6年2月分まで	
10.29%	
健康保険料率	介護保険料率
10.29%	—



令和6年3月分から	
10.21%	
健康保険料率	介護保険料率
10.21%	—

※40歳以上65歳未満の被保険者さまには、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。

※任意継続被保険者の方は4月分（4月納付期限分）から変更となります。

北海道支部の健康保険料率が引き下がった要因として、医療費がコロナ禍以降年々上昇しているなかで、令和4年度の上昇幅が他の都府県よりも小さかったことが考えられます。

皆さまの医療費適正化・健康づくりの取組が健康保険料率の低減につながります。

引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

健康保険証の回収にご協力をお願いします

年度末は退職や就職に伴う健康保険の届出が多くなる時期です。従業員の方やご家族の方々が健康保険の資格を失った際は、

保険証の**迅速・確実**な回収をお願いいたします。



＼保険証が使えるのは＼

- | | | | |
|-------------|---|-------------|-------------|
| 従業員（被保険者）さま | ▶ | ●退職日まで | ●75歳の前日まで |
| ご家族（被扶養者）さま | ▶ | ●就職した日の前日まで | ●被保険者の退職日まで |
| | | ●75歳の前日まで | |

健康保険の給付や任意継続等に関する手続き、健診に関するお問い合わせは



北海道支部ホームページ <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/hokkaido/>



労働保険Q&A

雇用保険被保険者番号がわからない 新入社員の資格取得手続き…前職情 報を確認する！

Q 職歴のある求職者を週の労働時間40時間
間で採用することを決めました。雇用保
険の手続きを進めるため、雇用保険被保険者証
等の提出を求めましたが、本人からは提出され
ず、また、前職で雇用保険に加入していたかど
うか本人に聞き取りしても判然としません。

被保険者番号がわからないまま、雇用保険の資格取得手続きはできるのでしょうか？

A できます。
採用時に提出を受けた履歴書などを用いて、前職含め所属したすべての会社の名称、所在地、勤続
期間などを確認しましょう。従業員の氏名、生年月日、前職の会社名などの情報をもとに、雇用保険被保険
者番号があるかどうか、ハローワークで確認してもらうことができます。また、被保険者証を紛失している
ときは、「雇用保険被保険者証再交付申請書」を提出して再交付手続きを行うこともできます。

特定社会保険労務士 背戸美樹（せと みき）

銀行、信託銀行、大手監査法人勤務
を経て、adswoff（あぞふ）社会保険
労務士事務所を開業しました。法人向
けコンサルティングに長年従事した経
験を活かし、中小企業の人事労務業務
を幅広く支援しています。

社会保険・労働保険の電子申請をは
じめ、中小企業のバックオフィス業務
のDX化を後押しし、スマートワーク
社会実現の一助となるべく活動しています。



■手続きに必要な届書等の記載のポイント

雇用保険被保険者資格取得届の被保険者番号には「9999-999999-9」、備考欄には前職以前に勤務して
いた会社名（前職が派遣の場合は、派遣元会社の名称）、在籍期間を記入し届出ます。

■雇用保険被保険者証は、雇用保険に加入していることを証明する大切な情報

「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（被保険者通知用）」と「雇用保険被保険者証」は、ハ
ローワークから事業主を通じて従業員に対して交付されるものです。雇用保険の加入手続きが行われた
ことを従業員が確認できるよう発行されるもので、必ず従業員本人へ渡す必要があります。

被保険者証を従業員に渡すときには、重要な個人情報であり、大切に保管し、紛失しないよう申し添
えましょう。

参照条文・参照資料

雇用保険の手引き_被保険者の諸手続き

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000991467.pdf>

雇用保険の手続きはきちんとなされていますか？～被保険者記録に誤りがないことを確認するために～
https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/jigyounushi02_3.pdf

雇用保険制度Q&A～事業主の皆様へ～

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000140565.html>

東京ハローワーク_被保険者に関するQ&A

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/kakushu_jouhou/koyouhoken/koyouhoken/QA/hihokensya_qa.html

働く人の

ライフ&マネープラン

医療保険の特約付け過ぎてない？

病気やケガで入院などした場合の備えとして医療保険に入っている人も多いことでしょう。この医療保険の基本となる保障は入院や手術の給付金ですが、これに加えて様々な特約を付けているケースも少なくありません。個々の特約保険料は数百円と手頃な金額であっても、不要なものまで付けていると多額のお金を掛け捨てることになり得ます。

ファイナンシャルプランナー
須藤臣 (すどう とみ)



銀行、不動産会社の勤務を経て、1996年からファイナンシャルプランナーとして、講演や相談業務、原稿執筆など多方面で活動中。宅地建物取引士

著書：「投資の超基本」「わかるマンガ マイホームを買いいたい!」(朝日新聞出版)、「Onlyoneの家づくり」(北海道新聞社)、「生命保険見直しガイド」(日本実業出版) など著書・監修が多数

特約てんこ盛りの医療保険

45歳のA子さんは5年ほど前に終身医療保険に加入していました。独身ということもあり、がんをはじめ女性特有の病気にもしっかり備えておくためです。この医療保険の基本となる保障は、①の日額5,000円の入院給付と②手術給付金、③入院一時金特約5万円です。これだけでも十分と思いますが、さらに④から⑬までのさまざまな特約が付けられていました。

⑤と⑥の三大疾病は悪性新生物(がん)、急性心筋梗塞、脳卒中の際の保障を、⑧⑨⑩は女性特有の疾病による入院・手術の保障をより手厚くしたものです。⑫の特定損傷特約は骨折などの際に5万円支払われる保障。⑬は死亡したら100万円の保険金が支払われる終身保険です。

A子さんの終身医療保険		保険料
① 傷病入院日額5,000円	基本となる保障 保険料2,265円/月	1,720円
② 手術給付金2.5万円~10万円		
③ 入院一時金特約5万円		545円
④ 退院後通院日額3,000円		327円
⑤ 三大疾病入院日額5,000円		245円
⑥ 三大疾病一時金特約100万円 (上皮内新生物は10万円)		2,720円
⑦ 放射線治療特約10万円		350円
⑧ 女性疾病入院日額5,000円		490円
⑨ 乳房再建給付金50万円		170円
⑩ 女性特定手術給付金20万円		364円
⑪ 先進医療特約通算2,000万円		114円
⑫ 特定損傷特約5万円		102円
⑬ 死亡給付金(終身)100万円		1,570円
保険料合計/月		8,717円

健康保険の「高額療養費」を確認

健康保険では保険適用の医療費の自己負担について所得区分により決められている負担限度を超えた分は一定の計算のもと「高額療養費」として払い戻される仕組みになっています。

例えば、傷病で同一月の3割負担分が30万円だった場合、高額療養費として戻るのは21万2,570円^{*1}です。この差額の8万7,430円と、入院時の食事代やその他雑費の約3万円を合わせると実質負担は月に約11.7万円となります。

このことから、医療保険の入院日額は5,000円(+手術給付金や入院一時金)程度あれば十分でしょう。または、

月の生活費の2~3倍の預貯金を生活防衛費として確保しておくことで安心でしょう。

自己負担限度額を超えた分の高額療養費の払戻しまでには2、3カ月かかります。入院などの際には加入する健康保険から「限度額適用認定書」を発行してもらい医療機関に提出することで自己負担限度額までの負担で済みます(立替払いが不要になる)。

がんをはじめとする三大疾病であれ女性特有の疾病であれ、医療保険の基本となる保障から入院・手術の給付金が支払われるのですからそれだけでもしっかりと備えになります。

特約は必要最小限に

三大疾病や女性疾病、死亡保障などの保障を手厚くするほどその分保険料は高くなっていきます。A子さんの医療保険は亡くなるまで保険料の支払いが続く終身払いです。45歳女性の平均余命(ある年齢の人があと何年生きるか)をもとに今後も払い続けると、契約時からの総額は500万円以上にもなる計算になります。入院もせずご無事でいいたらこの大部分が掛け捨てとなるのです。

基本となる①傷病入院、②手術給付金、③入院一時金だけを残してその他の特約を解約すると、月の保険料は2,265円に抑えることができます。

入っていれば安心とばかりに、あらゆる特約をフル装備してしまうと、多額の保険料負担をすることになります。必要最小限のシンプルな保障に絞ることが大切です。

*1 標準報酬月額28万円以上50万円以下の所得区分一般の人の場合